

様式第 1 （第 1 5 条関係）

会 議 録

会議の名称	令和 4 年度第 1 回和泉市障がい者施策推進協議会
開催日時	令和 4 年 9 月 8 日（木） 1 3 時 3 0 分から 1 5 時 3 0 分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1 階 中集会室
出席者	・和泉市障がい者施策推進協議会委員 大谷委員、清水委員、明石委員、佐藤委員、花谷委員、長井委員、藤野委員、今西委員、立花委員、樽本委員、大塚委員 ・事務局 黒川（障がい福祉課長）、福島（障がい福祉課課長補佐）、宮本（障がい福祉課障がい者支援係係長）、久芳（障がい福祉課）、南後（障がい福祉課） 藤原（子育て支援室こども政策担当課長）、鍛冶（子育て支援室こども政策担当総括主幹）、岡本（子育て支援室こども支援担当課長）、大西（子育て支援室こども支援担当総括主査）
会議の議題	1.開会 2.委員紹介（委嘱状交付）及び事務局職員紹介 3.会長挨拶 4.第 4 次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて 5.第 6 期和泉市障がい福祉計画における令和 3 年度実績について 6.第 2 期和泉市障がい児福祉計画における令和 3 年度実績について
会議の要旨	・第 4 次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて報告を行った。 ・第 6 期和泉市障がい福祉計画における令和 3 年度実績について報告を行った。 ・第 2 期和泉市障がい児福祉計画における令和 3 年度実績について報告を行った。
会議録の作成方法	☐ 全文記録 ☒ 要点記録
記録内容の確認方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議：公開 傍聴者なし

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【事務局】

開会

委員紹介（委嘱状交付）及び事務局職員紹介

会長挨拶

【議長】

まず、1点目の議題、第4次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて、事務局から報告願いたい。

【事務局】

第4次和泉市障がい者計画における最重点施策の取組みについて報告。

【議長】

只今の報告について、質問はあるか。

【委員】

地域生活支援拠点部会で、緊急時対応を担うコーディネーターはすでにいるのか。

【事務局】

現在、障がい者基幹相談支援センターがコーディネート機能を担っている。

【委員】

コーディネーターに資格はoirないのか。

【事務局】

コーディネーターに資格者の要件はないが、障がい者基幹相談支援センターには、委託契約の中で、社会福祉士や精神保健福祉士といった資格を有する者を配置するよう努めている。

【委員】

和泉市手話言語の理解及び普及並びに豊かなコミュニケーションの促進に関する条例について、視覚障がいや他の障がいのある方のコミュニケーション啓発講座等を行っているか。

【事務局】

現在、視覚障がいや他の障がいのある方についての具体的な研修は開けておらず、今後の課題だと思っている。また、当事者団体の方々の意見も頂戴したく、よろしくお願いしたい。

【委員】

発達障がいのある方が私の周りにも増えている。発達障がい者に対する理解もまだなされていないなかで、もっと新たな講座を開いていただきたい。それもコミュニケーション条例の一つであると思っている。

私は聴覚障がい者で、手話が広がっていくのはとても嬉しいが、実際に発達障がいや他の障がいもある中で、そういう人たちを抑えて私たちだけが満足してしまうというのには少し違和感を感じる。

【議長】

発達障がいのある方などのコミュニケーションについて、さまざまな工夫がされているが、共通化はされておらず、それぞれの分野ごとで取り組んでいるという現状である。それぞれの現場では取り組んでいるということを理解いただきたい。
次に、第6期和泉市障がい福祉計画における令和3年度実績について、事務局から報告願いたい。

【事務局】

第6期和泉市障がい福祉計画における令和3年度実績について報告。

【議長】

只今の報告について、質問はあるか。

【委員】

13ページの障がい者の区別について、身体障がい者には、聴力障がい者・視覚障がい者・身体障がい者の3つの区別があるが、ここでは区別なくまとまっているため、3つに分けて載せていただきたい。

【事務局】

システムの話になるが、障がい福祉サービスの支給決定及び障がい福祉サービスの受給者証発行にあたっては、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・難病患者の4つの分類でしかなく、身体障がい者の中で、さらに区分を分けるという仕組みにはなっていない。これは和泉市だけではなく、国全体の審査支払いのシステムである。

【委員】

和泉市独自で3つに分けることはできるか。

【事務局】

その場合、どの障がいの種別なのか1件ずつ検索することになるため、現実的に不可能である。

【議長】

障がい福祉計画を策定する際には、障がい種別の人数やニーズを捉えて施策に反映している。障がい種別については、障がい福祉計画のところで吟味をしているため、ご理解いただきたい。

【委員】

25ページの②意思疎通支援事業について、もう少し詳しく項目を追加することはできるか。例えば、手話通訳者派遣事業と要約筆記者派遣事業の時間数だけでは少しわかりにくいので、件数を載せていただいたり、登録手話通訳者や要約筆記者の人数を掲載していただくと、なおわかりやすい。

【事務局】

事業ごとに掲載する項目については、国が定めており、それに従った項目を掲載している。

【議長】

計画策定にあたっての国の指針があり、それに沿ってまとめている。委員より、もう少し詳しいデータ提示の希望があるため、検討いただき、可能であれば提示してほしい。

【事務局】

検討は必要と考えるが、その数値を使用する意図や、今後の施策展開等への活かし方についてもご意見を頂戴したい。

【議長】

施策を考えるときには、利用者の実数を把握するほうが展開しやすい。アクセシビリティ法の成立に伴って、聴覚障がいの方や視覚障がいの方の情報保障について検討するにあたっての材料としての使い方ができると思う。

【委員】

生活介護と就労継続支援B型の施設の運営をしており、就労継続支援B型では、クッキー作りをしている。やることがはっきりしているため、利用者がいきいきと働いてくれており、パティシエのように成長している利用者もいて、職員もやりがいを感じているが、コロナ禍で販売が難しくなっており、販路拡大など、事業所の努力だけでは実績を上げられないという意見が他の施設からも出ている。行政として、販路拡大や共同受注の取り組みの実績や具体例を示していただきたい。

【事務局】

別冊「第1回和泉市障がい者地域自立支援協議会資料」の10ページ、11ページをご覧ください。

就労支援部会には、市内の多数の就労移行支援、就労継続支援A型、B型の事業所に参画いただいている。行政としては、事業所の方が主体的にどういう取り組みをし、企業にどうアプローチしていくのか、バックアップとして携わらせていただいている。現在も就労支援部会において、販路拡大についてイベント等を含めた企画を行っているため、できる限り多くの事業所の方にご参画いただき、販路拡大の取り組みを進めていきたいと考えている。

同様に、工賃向上についても、現在、企業向けに、市内各事業所の物販や役務提供の情報をとりまとめているところであるため、今後企業に対して、周知啓発等の取り組みを進めていきたい。

共同受注の実績についての例として、2年前に和泉木綿を活用したマスクの製作の取り組みがあった。本市の商工部署より、和泉木綿を活用したマスクを就労継続支援B型の事業所で作れないかという提案をいただいたため、障がい福祉課から市内の就労継続支援B型事業所に呼びかけを行い、いくつかの事業所に説明会に参画いただいた。実際に作成に取り組んだ事業所もある。

共同受注では、一つの事業所だけではなく、複数の事業所が協力して、製作や役務提供に取り組んでいる。

【委員】

理解した。事業所の自助努力の部分に加え、行政と一緒に広めていく取り組みも積極的にやっていたきたく、よろしくをお願いしたい。

【議長】

コロナで売上が下がって大変苦勞されている。就労部会で皆さんで検討いただき、必要なものは公の支援を得て実施するというあり方がよいと思っている。
次に、第2期和泉市障がい児福祉計画における令和3年度実績について事務局から報告願いたい。

【事務局】

第2期和泉市障がい児福祉計画における令和3年度実績と前回の会議における質問に対するに回答について報告。

【議長】

只今の報告について、質問はあるか。

【委員】

障がいを持つ子どもたちの地域の小学校に行っている割合と支援学校に行っている割合という前回の質問に対し、98.4%が地域の小学校で、0.6%が支援学校という回答をいただいたが、事業所に来ている利用者の親御さんの話から、最近支援学校にずっと行っている人が多いという実感があり、私の認識と異なる。
先日親の会で親御さんたちが障がいを持つ本人とその兄弟の関係性でとても悩んでいるという話があった。兄弟が仲良くならず、離れた関係性で育ってしまっていると話していた親御さんが多かったが、その中で一人の親御さんが、本人も兄弟も地域の学校に行っていて色々ありながらも兄弟の関係性がうまくいき、それほど悩まないでやってこれたという話を出された。やはり同じ学校に通い、ともに育つと兄弟の関係性もうまくいくのだと感じた。98.4%というのは正確な数字なのか。

【事務局】

この数字は、障がいがある子どもさんではなく、地域全体の就学された子どもさんが母数である。昨年の約1,600人弱の小学一年生の子どもさんのうち、98.4%が地域の学校、支援級も含めてということである。

【委員】

全体の子どもさんという意味か。

【事務局】

そうである。障がいがある子を母数とすると、統計が取れない状況にあり、全体の数でしか今回はお示しできていない。小学校に就学されるときに約10名前後の子どもさんが支援学校を選ばれているというのがこちらの印象である。小学校から中学校にあがるときに支援学校を選ばれる子どもさんもたくさんいらっしゃるかと思う。中学校がどのような状況になっているかは把握できておらず、今後そちらも確認していきたい。

【議長】

インクルーシブ教育が非常に大事だという指摘をいただいた。

自立支援協議会の中に子ども部会という子どものことを検討する部会ができるのは、この近隣では優れたところだと思っている。

私から質問する。令和３年度の障がい児相談支援の実績８５人のセルフと計画の内訳について。また、障がい児相談支援の実績が８５人なのに対し、資料２の計画相談支援の障がい児の件数が２人となっているのはどういうことか。

【事務局】

障がい児相談支援の８５人については、月の利用者数である。障がい児の通所事業を利用している児童は障がい児相談支援のほうで決定するため、障がい児相談支援で計上している。

【議長】

児の相談支援は、子育て支援室ですべて把握しているという理解でよいか。

【事務局】

児童福祉法で規定しているサービスを利用している方についている相談支援は、障がい児相談支援になる。計画相談支援のほうは、児童福祉法で規定していないサービスを利用して相談支援をつけている児童である。

【事務局】

説明を補足する。第２期障がい児福祉計画の資料６ページで、障がい児相談支援は８５人、資料２の第６期障がい福祉計画の２２ページで、計画相談支援の障がい児の実績は２人である。児童福祉法に基づくサービス、例えば同じ資料３の６ページにある、放課後等デイサービスを利用して相談支援をつける場合は、障がい児相談支援にカウントされる。児童福祉法に基づくサービスではないもの、例えば、居宅介護など、障がい福祉サービスのみを利用して相談支援を使う場合は、計画相談支援の障がい児に含まれる。

放課後等デイサービスだけを使っている方、あるいは放課後等デイサービスと居宅介護を使っている場合は、障がい児相談支援になる。居宅介護だけを使っている、短期入所だけを使っているという場合は、計画相談支援の障がい児にあたるという棲み分けである。

【議長】

理解した。

また、ペアレントトレーニングについて、計画では実施する方向になっている。計画上に載っているのにサービスを提供しないのはいかなものかと思うので、方向転換するのか検討してほしい。中止するのであれば根拠をつけて示していただきたい。

３つの議題については審議をいただいたが、せっかくの機会であるため、精神障がいの地域移行や連携のあり方について意見をお願いしたい。

【委員】

コロナの影響で、病院の中に地域の人が入り込むのが難しくなっており、地域移行が進みにくくなっている状況はとても残念である。入院している方だけではなく、地域で生活している方についても、地域で生活しやすいサービスを展開していこうとしているに

もかわらず、うまく進んでいない。難病の方等も少しずつ充実してきたかと思った矢先にコロナである。地域の中で外の人とつながって生活しやすくなることを目指しているにもかかわらず、分断され孤立してしまっている。スマホやパソコンの普及に伴う情報格差も障がい児・者福祉を進めていくうえで難しいところであり、今後のウィズコロナのなかで、直接会えなくても地域とつながっている感覚をどう持っていくか、そのようななかでそういう人たちをどう見守っていくか、地域に参加させていくか、その仕組みをどう作っていくかがこれからの課題である。頭の切り替えが必要であり、従来どおりの感覚でいるとなかなか進まない。制約がある中でどうしていくかを今一度考えていく必要がある。

【議長】

これから地域で社会資源として住居支援の充実を図っていかなければ、地域移行もなかなか進まないと思う。

【委員】

資料2 障がい福祉計画の20ページで、共同生活援助の見込み量が令和4年度300人、令和5年度338人とあるが、現実的な数字なのか、資源の拡大の見通しがどうなっていくのか、地域の理解がどこまで進んでいるのかというところもこれからの課題になると思う。

【事務局】

この数値は、過去の推移等をもとに計上しているが、数字だけではなく、質や地域の理解が必要であるということは認識している。地域の理解ということについては、障がい者計画の最重点施策に掲げているような、あいサポート運動などを通じて障がいの理解を広めていく活動を今後継続して取り組んでいきたい。

一方、事業所の質については、地域生活支援拠点部会から派生して短期入所の事業者やグループホームの事業者が集まる連絡会なども実施しており、情報共有やどのように取り組むべきなのかといった意見交換を行っている。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で思うように開催ができていないという現実もあるが、どのような支援がよいのか情報共有を図り取り組む場の開催は継続していきたいと考えている。

【議長】

グループホームのニーズを勘案していかなければならないが、やはりサービスの質が担保されなければ安心できない。昨今福祉もビジネス化しており、全国展開するグループホームの事業所が大阪にもできている。通常は、日中活動などを別の事業所ですが、包括型で、グループホームの中で作業を展開するため、外からはサービスが見えず、劣悪な状況で一日を過ごさざるを得ないというグループホームがこのあたりでもできつつある。ビジネスモデルが悪いとは言わないが、一定の福祉サービスの質をどのように担保できるのか、地域で内容について把握し、目を入れていただく必要がある。

せっかくの機会であるため、委員から一言ずつお願いしたい。

【委員】

障がいのある方も、受援力、つまり支援を受ける力を持っていただいて、困ったことがあれば遠慮なく声をあげていただきたい。日頃から助けてと言える、また助けてといわれるまちづくりに力を注ぎたいと思っているため、行政も協力をお願いしたい。

【委員】

民生委員児童委員協議会は、見守りが中心的な活動である。これまで高齢者の見守りが中心だったが、2年ほど前から障がい者支援に取り組むために、障がい福祉部会を作って活動をはじめている。活動のはじめとして、令和2年度にあいサポート研修をすべての民生委員が受講した。その後、手をつなぐ親の会から現場の話を聞かせていただいたり、障がい福祉課から福祉サービスについて話を聞いた。この会議で頭に残った内容を委員の皆さんに伝達しながら、我々の役目であるつなぎを正確にやっていきたいと思っているため、これからもご指導をお願いしたい。

【委員】

相談員をしているが、老老介護の問題は8050ではなく、7040になっている。相談を受けて市役所に相談に行こうとすると、子は障がい福祉課で、親は高齢介護に行く必要があると言われる。まとめることを、中央で決まる前に地方の市の条例などでできないかと思う。

また、市の障がい者雇用は、中間発表で1対13という激しい競争倍率になっていた。先日も一般就労したいという相談を受けており、一般就労できる道を何とか開いてほしいと思う。

【委員】

今一番問題になっているのが、障がい者本人の高齢化で、社会参加する人が高齢化に伴ってだんだん少なくなっている。現在、スマホやパソコンなどいろいろな情報があるが、高齢者は、スマホが扱えない。特に視覚障がい者にはスマホは勧められない。タッチパネルは使えないため、音声入力を使用している。何でもICTと言うが、みんながついていけるわけではない。高齢者、障がい者に配慮した情報提供として、スマホやパソコンばかりでなく、アナログ形式も少し残してほしいと思う。広報は文字が小さいため老眼鏡をかけても見えないという高齢者もいる。情報を得たくても得られない人もいるのだということを認識してほしい。

また、和泉市内に視覚障がい者の就労継続支援B型事業所がないため、1年間、賃金以上の交通費をかけて大阪市内まで通った。作業所単価の向上や、職域の拡大など、市・府・国で努力してほしいと思う。

【委員】

以前、精神障がいと聴覚障がいを併せ持つ方となかなか意思の疎通ができなかった経験から、聴覚障がいだけでなく、さまざまな障がいを持つ方の問題を意識しなければならないようになった。今、一人も取り残されない世界のためにSDGsということが言われている。皆さんと一緒に取り組んでいきたいと思っている。

【委員】

今年5月、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ができた。これからどういう施策を進めていくのか、皆さんで話し合いたいと思っている。また、障がい福祉課だけでなく、他の課の人たちにも、法律ができたということを周知していただきたい。

【委員】

今一番心配しているのが、親なき後のことである。子どものことを書いて残してという

こともすごく大切だと思うが、親としては、いくら書いても自分が死んだ後にやってもらえるかわからないというのが一番の心配である。できれば自分が生きているうちにグループホームに預け、しっかり見てもらえることを確認して死んでいきたいため、グループホーム事業をよろしくお願いしたい。

また、今とても関心が高まっているのは、成年後見制度である。一部の方はとても勉強しているが、今ひとつ利用に踏み切れない。団体としても勉強会をしていく必要があると考えているが、市としても、制度について、必要性を判断できるような情報提供をしていただきたい。

【議長】

いただいた意見について、検討しながら、できることはしていきたい。

障がいとは障がい、子どもは子どものところにしか相談できないという縦型の仕組みではなく、重層的支援という、地域でワンストップでさまざまな問題を受け止める横ぎしの相談支援の仕組みを作っていくことが次の課題となっている。障がいのことしかできないのではなく、虐待の子どもや高齢者のこともクロスオーバーしながら支援を考えられる一定の質も求められている。問題や課題は多いが、そういったところも含めて将来を見据えた制度整備が図られればと思う。皆さんの意見を参考にしながら、和泉市の障がい福祉がより地域に近いところで、拒否することなく一緒に付き添えるような伴走型の支援を考えていければと思う。

以上で議事を終了とする。

【事務局】

障がい福祉課長挨拶

閉会